

卒業認定に関する方針

本校は、本校所定の全課程を修了したと認められたとき及び納付金を完納している場合に卒業認定会議にて審査の上、学則「卒業・修了の認定」に則り判断を行う。

学則第 20 条

校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。

ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。

学則第 21 条

本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。